

農地法第3条許可に係る下限面積

(農地法第3条第2項第5号) について

令和2年度に農地法第3条の許可を受け、市内農地の権利取得（設定）を行う際の下限面積は、市内全域で50アール（農地法本則のとおり）です。

これは、農業センサス及び利用状況調査の結果などから、農業委員会定例総会にて審議し、決定したものです。